

令和3年度 第2回 南大隅町議会定例会9月会議 会議録(第2号)

招集年月日 令和3年 4月 28日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 令和3年 4月 28日

開 議 令和3年 9月 9日 午前10時00分

応召議員 全 員
 不応召議員 な し
 出席議員

1番 後藤道子君	6番 上之園健三君	10番 幸福恵吾君
2番 森田重義君	7番 津崎淳子君	11番 大坪満寿子君
3番 日高孝壽君	8番 平瀬十助君	12番 木佐貫徳和君
5番 浪瀬敦郎君	9番 大村明雄君	13番 松元勇治君

欠席議員 な し

会議録署名議員：(3番)日高孝壽君 (5番)浪瀬敦郎君

職務の為の出席者：(議会事務局長)川元俊朗君 (書記)平瀬戸ゆかり君
 (書記)土持一君

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	石畑博君	介護福祉課長	中村喜寿君
副町長	不在	経済課長	新保哲郎君
教育長	山崎洋一君	教育振興課長	上大川秋広君
総務課長	相羽康德君	税務課長	下園敬二君
支所長	川越貢君	建設課長	中之浦伸一君
会計管理者	黒江鳴美君	町民保健課長	黒木秀君
企画課長	熊之細等君	総務課課長補佐	古殿裕一郎君
商工観光課長	愛甲真一君	総務課係長	原琢磨君

議 事 日 程 : 別紙のとおり
 会議に付した事件 : 議事日程のとおり
 議 事 の 経 過 : 別紙のとおり

散 会 令和3年 9月 9日 午後 2時 54分

議 事 日 程

(一般質問)

日程第 1 一 般 質 問

< 休憩 : 議会議事堂において全員協議会 >

(議案上程、説明、質疑、討論、採決)

日程第 2 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について意見を求める件

日程第 3 議案第 1 2 号 令和 3 年度南大隅町一般会計補正予算 (第 3 号) について

(議案上程、説明)

日程第 4 議案第 1 3 号 令和 3 年度南大隅町一般会計補正予算 (第 4 号) について

日程第 5 議案第 1 4 号 令和 3 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算 (第 2 号) について

日程第 6 議案第 1 5 号 令和 3 年度南大隅町介護保険事業 (保険事業勘定) 特別会計補正予算 (第 2 号) について

日程第 7 議案第 1 6 号 令和 3 年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) について

開 会

議長（松元勇治君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしましたので、御了承願います。

▼ 日程第 1 一般質問

議長（松元勇治君）

日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、上之園健三君の発言を許します。

[6 番 上之園 健三 君 登壇]

6 番（上之園健三君）

おはようございます。日中の残暑もまだ続く日々でございますが、朝夕は、心持ち涼しさを感じるようになってまいりました。

新型コロナウイルス感染はいまだに収束を見ない現状でございますけれども、蔓延防止策が引き続きとられている中での9月会議でございます。

政局も菅総理の退陣表明によりまして、混沌としてまいりましたけれども、本町におきましても、様々な問題解決に向けて、さらに研鑽を重ね、知恵を絞り、取り組んでいかなければならないと改めて感じているところでございます。

農家におかれましては、これから秋の普通作や、次の作付に向けて準備をされている時期かと思っておりますけれども、コロナ感染に十分注意をされて、事故等のないように願うところであります。

さて、季節がよくなりますと、外出の機会も増えて来ようかと思っておりますが、町内を車で走りますと、商店街にはシャッターのおりた店舗に空き家、そして町並みを抜けると、雑草が生い茂り、手入れの届いていない農地が数多く目につくようになりました。

今回私はこの耕作放棄となっている農地の再利用や解消対策について考えてみましたが、この問題につきましては、これまでも多くの議員の方々が、その対策について議論され、そして、経済課や農業委員の皆様をはじめとし、多くの関係者が大変御苦労され、今現在も様々な取り組みをなされているところでございますが、私はこの耕作放棄地の解消策には特効薬はなく、今後においても増え続けていくのかなと思う時に、気の重くなる思いでございます。

しかし、自分の中で、ただ、目をつぶってはいへない、何とかして、少しでも解消できる対策はないものかと考えまして、今回は、耕作放棄地の解消対策について、通告しておりました、1問3項について質問いたします。

まず1項目は、耕作放棄地の現状と今後の見通しについてお伺いをいたします。

2項目には、耕作放棄地の解消に向けて、どのような事業で、どのような作物を推進するお考えがあるのかお伺いいたします。

そして、3項目には、耕作放棄地の解消策の展開に向けて、設立予定の農業公社の事業内容

として、耕作放棄地の解消策に取り組む考えはないかを、お伺い申し上げ、壇上からの質問といたします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

おはようございます。本日の一般質問、よろしくお願ひいたします。

上之園健三議員の第1問第1項、本町の耕作放棄地の現状と今後の見通しについて伺うとの御質問でございますが、耕作放棄地につきましては、担い手農家の減少などで、増加傾向にあることは否めないところであります。

令和2年度における本町の耕作放棄地は全体で88ヘクタールに及んでおり、その内訳として、根占地区で54ヘクタール、佐多地区で34ヘクタールが該当するものであります。

今後の見通しにつきましても、年々、生産年齢の高齢化に伴って、厳しい状況に変わりはありません。そのような中ではございますが、地域の農業生産活動の維持継続に向けた多面的機能支払い交付金や中山間地域等直接支払交付金などを活用した、地域や集落における農地利用の促進や共同活動の支援など、農地の集積、集約化を図りながら、耕作放棄地の発生防止や解消に向けた対策を継続的に進めてまいりたいと考えております。

6番（上之園健三君）

令和2年度末の時点で、町内で88ヘクタールの耕作地があると、そして、今後においても、増え続けていくという予想でございますけれども、この耕作放棄地の問題は、全国的にも、深刻化しております空き家問題と並んで、以前より問題視されている事案であるというふうに私も思っておりますが、少し余談になるかもしれませんが、この耕作放棄地は、日本の高度経済成長期から徐々に増え続けておりました、昭和40年には73%ありました、日本の食料自給率も近年では約半分に落ち込んでいるというような状況等からもおわかりいただけと思いますが、農業者の減少と比例して、この耕作放棄地が増加している状況でございます。

その発生要因としては、皆様いうまでもございませぬが、田舎から都会へと人が流れ、人口が減少し、農業従事者の高齢化が進み、担い手不足、さらに、収入減少や、狭小面積の農地、そして、近年においては、有害鳥獣被害などの様々な要因により、要因が重なり、その問題の深さを痛感しておりますが、皆様もきっと同様ではないかと思うところであります。

また、先ほど壇上からも申しましたように、本件につきましては、これまでも多くの関係者の方々が議論をされて、そしてその対策に取り組んでおられる問題でもあります。

そういうところで私ごときがどんなに考えても、解決できる問題ではないということもですね、重々承知しているところでございますけれども、何かしらの対策はないものかという思いと、それから、先日新聞に掲載されておりました、輸入飼料の価格高騰が、畜産農家に打撃を与えるという内容の記事を拝見いたしまして、耕作放棄地の解消策とあわせ持って、何か一策を提案出来ないだろうかという思いでございますね、今回の質問に立ちました。

では本題に入りますけれども、先ほど答弁で、本町の耕作面積が88ヘクタールあるということでございますけれども、過去と比較して、どれぐらい増えているのかをお伺いしたいと思うんですけれども、できれば、5年前、10年前の比較がわかればと思っておりますが、資料等がなければ、直近のデータでもよろしいですので、教えていただけますか。できれば根占佐多地区に分けてお願ひをいたします。

町長（石畑博君）

耕作放棄地につきましてはですね、これまでも、30年前に、国営の総合農地開発事業、これで600ヘクタールを超えるですね、農地造成、等が行われております。15年かかった後には、この開いた農地が全てを耕作出来ないという状況も生まれてきております。

そういった中で、たばこ耕作の対策とか、そしてまた、そういった農家の方々が、ハウス園芸等に移れますと、必然とですね耕作可能な面積が減ってくるわけですね。

そういった中でいかにどうするかといいますとやっぱり農家の方々は、個々ご自分もですね、営農が優先であるということは、これも現実的な話です。

今議員がおっしゃいましたとおり、これまでの経緯からもですね、非常にこの抜本策というのが見えない中でございますけれども、町としても、これまでも、もう、いろんな手を打ってきておりますけれども、まずは人口が減った部分の原因、そしてまた、耕作者の高齢化、これがですね1番の要因ではないかというふうに思います。

また加えて、昨日も御質問いただきましたけれども、有害鳥獣等に対する、そういった被害における、中山間地域の山裾野における農地等の荒廃ですね、これも如実にあらわれているところでございます。

そういったことは実態として私も認識いたしておりますので、今申し上げましたけれども、先ほど御質問の、耕作放棄地の推移につきましては、経済課長のほうに答弁させます。

経済課長（新保哲郎君）

議員から御質問がございました耕作放棄地の過去のということでございますけれども、平成30年度の面積を申し上げますと、全体で69ヘクタール、根占地区が42ヘクタール、佐多地区が27ヘクタールと内訳となっております。

また、昨年令和元年度の実績で申しますと全体で66ヘクタールで内訳が、根占地区が39ヘクタール、佐多地区が27ヘクタールという形の面積のほうが上がっているところでございます。以上です。

6番（上之園健三君）

はい、ありがとうございます。平成30年、令和元年度いただきましたが、私がちょっと先に調べた数字でいきますと令和2年でも出ておまして、ちょっと調べてみたんですけども、根占が54、佐多地区で34という数字が出ておりましたが、これが先ほど答弁いただいた88ヘクタールということだろうと思いますが、元年度から2年度にかけてですね、22ヘクタールほど増えている状況でございますが、何かこう、急速に増えてきているような感じがいたします。

答弁にもありましたように、今後においても、こうしたペースでですね増えていくのかなと思えばですね、気が思いやられる気がいたしますけれども、私は、できればこの中でですね、優良農地がないことを願うところでございまして、そういう意味で質問させていただきました。

ではですね、もう一つ、面的なところでお伺いしますけれども、県の調査では、再生可能な農地と、再生不可能な農地とに分類して調査をされているようでございますけれども、本町のそれぞれの面積というのがおわかりですか。

町長（石畑博君）

担当課長に答弁させます。

経済課長（新保哲郎君）

今議員よりございました、この答弁しております 88 ヘクタールが、いわゆるその再生可能な遊休農地耕作地という形でございます、それと、次に再生困難な農地ということでも、面積が出ておまして、それがもう山林化している状況の農地が 51 ヘクタールということで、面積のほうが上がっているところでございます。

6 番（上之園健三君）

この再生可能な農地が、先ほど答弁をいただいた耕作放棄地にあたり、これを遊休農地という表現というか、されていることで 88 ヘクタール、もう一つの再生不能可能な農地については、既に山林化したような、農地のことで、これは荒廃農地としておっしゃいましたけれども、これが 51 ヘクタールほど確認されてるということでございますが、そこでちょっとまたもう一つお聞きしますけれども、この荒廃化した農地、荒廃農地の 51 ヘクタールについては、今後と申しますか、農地面積から除外されていく面積になるわけですかね。

経済課長（新保哲郎君）

この再生困難な荒廃農地につきましては、もう山林化しているということで、順次、非農地判断をしていく形になってこようかと考えております。

6 番（上之園健三君）

はい、わかりました。では、今後の見通しについてでありますけれども、答弁では、耕作者の高齢化に伴って、増加することが予想される、懸念、というような内容でございましたけれども、今後、5 年先、10 年先には、どのような地区でどの程度の面積が荒廃化していくものかと思うわけですが、そうしたところは、予想的なものは、持っておられませんか。難しいですかね、想像がつかない部分ですかね。まあいいです。難しい、私も難しい質問しました申し訳ないです。自分で考えてもですね、多分恐らく難しいだろうなというふうに思います。

ただ、農家さんのですね、減少等と、比較していきますと、ある程度、佐多地区なりまた横別府なりとかというところが増えていくのかなという感は自分ではしているところでございます。ただこの耕作放棄地のですね、増加を緩める策として、私は、耕作放棄する前に、また荒れる前にですね、対策を打つことも重要なことだというふうに思っております、それにつきましては、現在も、農業委員の皆様の巡回活動や、農業経営に関する意向調査等によりですね、情報を把握されておられると思いますけれども、その結果で、農地の利用、利用集積や集約化に結びついていると思っているところでございまして関係者の御苦勞にですね、感謝を申し上げたいというところでございますけれども、先にですね、いただきました農業委員会からの資料の中に、遊休農地に関する措置に関する評価という欄がございまして、その課題の中にですね、こういうのが書いてございました。

中山間地域については、高齢による規模縮小や離農に伴う遊休農地化は顕著であり、さらに平野部においても同様なケースによる遊休農地が見受けられるようになった。

また、鳥獣害による耕作放棄地を合わせれば、今後さらに増加する鳥獣対策とあわせて、地域組織の活動による維持管理も必要である、と記載してございましたけれども、今後の見通しにつきましては、先ほどのとおり、現状以上に深刻な問題になっていくんだなと考えておると

ころでございまして、このことは、耕作放棄地となるスピードと、営農対策が追いついていない状況であるのかなというふうに自分では考えたところでございます。

現状につきましてはですね、数値等を踏まえて理解いたしましたので、次2問目をお願いします。

〔 町長 石畑 博 君 登壇 〕

町長（石畑博君）

次に、第1問、第2項、耕作放棄地の解消策となるような農作物の推進は考えられないか伺うとの御質問でございますが、現在、耕作放棄地の解消に向けた施策として、経済課におきましては、耕作放棄地の復旧対策となる農地再生支援事業、農業委員会におきましても、遊休農地、耕作放棄地の発生防止、解消を図る、耕作放棄地、農地復旧謝金事業を進めております。

解消された農地におけるその後の状況を見ますと、サツマイモやしきみ、ひさかき等の特用林産物などの作付が進んでいると聞いております。

今後におきましても、耕作放棄地解消の目的に沿った農作物等の植栽による営農展開について、必要な事業推進を図って参りたいと考えます。

6番（上之園健三君）

作物の推進にあたりましては、耕作放棄地に限らず、地域性、あるいは土壌的な問題と大きな問題が関連がございますので、素人の私のようなものには、判断のつかないものでありますけれども、しきみやひさかきといった林産物に加えて、最近では、モリンガという作物がふえてきているように思います。

またですね、錦江町の田代地区や、佐多の折山地区ではですね、ウラジロガシという、カシノキなんですけれども、結構な面積を栽培されておきまして、漢方薬の材料として製薬会社に出荷されている農家さんもいらっしゃいます。

また、全国的なですね、各地の優良事例をちょっとネットで調べてみたんですけれども、エネルギー政策と連動した中で、太陽光発電や、市民農園などとしての利活用が図られてきている事例もございまして、太陽光発電についてはですね、本町にも大分、かなり広がってきたなというふうに感じているところでございますが、また、県内の事例を見てみますと、日置市ではですね、町で遊休農地を再整備して、新規就農者が園芸作物に取り組む事例、また、知覧町におきましては、簡易の圃場整備を行う認定農業者に対して、補助金を交付する、町単事業の遊休農地等活用条件整備事業というもので展開されている。

また、南さつま市では、大豆生産組合による、遊休農地の解消策や、近隣の鹿屋市や大崎町ではですね、遊休農地の再生を再整備を、町が実施して、農家が利用しやすいような状態にして、耕作者に貸し付ける、利用権設定を進めていくと、というような事例があるようでございます。

いずれにしてもですね、市や町がですね、耕作できる状態まで再整備をした後に貸付けを行っている、推進を行っているというのが大変多うございました。

事例はそうしたところなんですけれども、さて、冒頭にも申しましたけれども、触れましたけれども、先日の南日本新聞に、畜産の飼料の価格が高騰して、畜産農家が打撃を受けているという記事が掲載されておりましたけれども、皆様も、御覧になったことと思います。

私は素人的でありますけれども、この飼料作物が、耕作放棄地の解消の一策にはなりはしな

いかと考えまして、この畜産飼料について少し調べてみましたので、質問とあわせてですね、紹介したいと思っておりますけれども、農林水産省のデータ等見ますと、国内の飼料生産の現状は、約 80%が外国からの輸入飼料でございます、残りが国内需給ということでございますけれども、この輸入飼料のうち 70%がですね、トウモロコシ、麦、大豆といった、濃厚飼料と呼ばれる飼料でありまして、残りの 10%が、粗飼料、草類でございます。

畜産農家にお聞きをいたしますと、この粗飼料についてはですね、自家栽培や稲わらの調達によって、何とか確保しているんですけども、この濃厚飼料については、全量を購入していると、現状だということでありまして、この濃厚飼料の価格が高騰しているということでもあります。また、畜産経営におきましては、この飼料代が、生産額の約半分を占めておりまして、輸入飼料が高騰いたしますと、経営に大きく響くというわけでございます。

これに対して国のほうではですね、購入価格の安定化対策として、購入飼料の基準価格と平均価格との差額を補填すべくですね。配合飼料価格安定制度によりまして、通常補填基金、あるいは、異常補填基金というものが、もう現在発動されている状況であるというふうに見ております。

また、国のですね、生産局畜産振興課飼料課長からはですね、各農政局長に対して、このようのが発出されております。飼料穀物価格の高騰に対するための技術指導の徹底についてという表題で、可能な限り残渣を控え、朝夕の食い込みのよい時間体に給餌するよう指導してほしい旨の通達が発出されております。国においては、このような、価格高騰、あるいは、輸入量の減少に対応するためにですね、この濃厚飼料の国内自給率を現在の 12%から令和 12 年度には 15%まで、また飼料全体としては 20%から 34%まで上げたいという計画も出されているところでございます。

私はこの、国の施策に合わせた形で、耕作放棄地の解消につなげる道はないのかなというふうな感覚で見たところでございますが、そこでですねちょっとお伺いしたいんですけども、この濃厚飼料とされるトウモロコシや麦大豆ですね、生産コストを、考えずに、率直にですね、本町のような、この温暖な風土気候、気候風土でですね、育つものかどうか、お聞きしたいんですけども、おわかりになりますか。

町長（石畑博君）

先ほど前段でですね、耕作放棄地の解消をすることで、また新たな新規就農等探していくということも御提言いただきました。基本的にはですね、作る人がいることを前提にしていくべきかということも考えております。

現実的に今私が感じていることは、町内の圃場、田んぼ畑ですね、この総面積が耕作をされる農家の方も、1人当たりの耕作面積をですね、現実的には上回っていることもあるんじゃないかと考えております。1農家が耕作できる、年間の面積ですね、これが上回っているということもあるんじゃないかということで、これはまでの職業柄も、感じているところです。

そうしたときに、この1月から4月までに、お聞きした話では、隣は優良農家であっても、貸してもらえないと、しかしながら自分の畑のほうに草が生えてくると刈らんな芥まんから、刈っていると。貸してくれれば1番いいんだけどなあということ。そういった、弊害も、あると聞いております。

人によりましては、もうそのままうってきいんか、何を作っても良かじ、と。そういった方々もですねいらっしゃるということもですね、いろんな二極端の部分も、聞いているところであります。

今の現状から鑑みますと、農家の方々がつくる面積がですね、非常に1人当たりが多いものですから、このことはですね新たにまた方法としては新規就農を増やしていくべきがですね、1番の策ではないかということで考えております。

それぞれは農家の方々の考えですので、今後、このことを解消すべくはですね、いろんなパターンの方策もありますので、そこは農家の方々の御意見を賜りつつ進めていきたいと思っております。

そしてまた先ほどの畜産粗飼料の件もありましたが、昨日、おとといとテレビでも放映が何回もありましたけれども、原因としては、コンテナ等の、日中の貿易関係のコンテナ等が不足して、運ぶすべ、バルクでの、そういった飼料の搬送が出来ずに、それが1番の原因であると、輸入に係る価格、現物の価格でなくて物流コストの関係で上がってるということは、テレビで放映もあったところです。

こういった部分で影響があることが、やはり、畜産農家にとっては非常に大きな痛手となりますので、国内でそういった遊休農地を使った形で、穀物飼料等栽培したときに、果たしてじゃあ、外国から輸入と対抗できるコストになるのか、そういったとことも考える時期ではないかと思っております。

大きな部分での考え方でございますので、これについては、いわゆる農水省とか、国レベルでの考え方が、1番大きく、作用していくんじゃないかなという考え方でいるところです。

先ほどの御質問については、経済課長にどうぞ。

経済課長（新保哲郎君）

議員からございましたとおり、濃厚飼料の関係で、本町は温暖な気候を有しております。そのことから、濃厚飼料として代表的なトウモロコシは生食用として、一部栽培が見られており、生育には問題ないと考えます。

また、ほかの、出ました麦や大豆などにつきましても、同様であると考えます。

6番（上之園健三君）

町長ありがとうございました。確かにその通りというふうに私も考えております。

経済課長の答弁で、作ろうと思えばできるというような方向で私も受け取りましたけれども、本町で栽培が出来ないのであればですね、私の2個目の質問はこれで、これ以上ないわけですが、ただ、季節や場所によって栽培が可能であるとするならばですね、ほかの市町村が実施しているような制度を用いながら、解消策に少しでもつなげることは出来ないのかなというふうな思いでお聞きしたところでございました。

しかしながらですね、現実的な問題として、大型機械での作業になること等が予想されますので、区画整理や、段差解消の基盤整備、加えて、農業用機械の購入、そして、加工施設等もですね、整備というものは必ず必要になってくると思っておりますから、非常にハードルの高い問題が残っているということもですね、十分承知しておりますので、御理解いただきたいと思っております。

そうした中でですね、農家さんと話をしていきますと、耕畜連携という言葉をよく聞くんですけども、農家さんはですね、先ほどの重複になりますけれども、規模にもよりますけれども、コスト面でですね、引き合わないとおっしゃいますから、かなりやっぱり難しい問題だなというふうに思っているところでもあります。

この、先ほど町長答弁いただきましたけれども、輸入飼料の価格高騰の問題につきましても

ですね、町単位、県単位で解決しうる問題ではございませんので、別途にまた協議があるものと思っておりますけれども、これ以上は申しませんが、いずれにしましてもですね、この畜産飼料、特にこの濃厚飼料の確保につきましては、本町の153戸の畜産農家の経営を左右する大きな問題でありますので、緊張感を持ってですね、注視していただきたいというところでございます。

また、畜産話しましたけれども、本題に戻しますけれども、この耕作放棄地の解消に向けてですね、町では、町単事業として、先ほどありました農地再生事業、農地再生支援事業や、耕作放棄地、農地復旧謝金事業等を実施されているところでございますけれども、国の制度としてですね、耕作放棄地再生利用交付金というのがございます。

まだほかにもたくさんあると思っておりますけれども、この制度は、再生活動に向けた、面的な整備に要する費用、それから農業用の機械や、施設、それから、また、加工施設やですね、鳥獣害防止施設等も、整備可能な、対象となった交付金であります。

こうした国の制度等も採用されましてですね、多方面から支援策を講じていただきたいと思いますが、残念なことにこれらの交付金はですね、先ほど答弁をいただいたような作物に対しての補助金ではございませんで、私はこの作物に対する補助金制度についてですねちょっとお伺いしたいんですけれども、水田転作とはですねちょっと入り口は違いますけれども、WCSや、飼料用稲、飼料用米に対する補助金があるんだと、同じようなですねこの作物に対する補助金制度があれば、少しでも、耕作者が取組やすい環境づくりにつながっていくんじゃないかと思っておりますけれども、そこで町長にお伺いしたいと思います、この耕作放棄地の解消策としてですね、推進していく、このような作物に対して、柔軟に活用できるような補助金制度の創設に向けて、近隣市町、あるいは県町村会等の組織等を連携して、国県に要望していく、ことは考えられませんか。

町長（石畑博君）

今までのお話を総合していったときに、やはり第一次産業、農家の方は大事にしていくべきだと考えております。

その中で、いわゆるたばこの廃作等で先ほども申し上げましたけれども、大きな農業用の機械等を用いてる方々は、田植機も大きなのを持っていらっしゃると思います。これまで耕作をしていたですね、人から借りておられた、そういった農地もやっぱり植えて返さないといけないんですね。そうした時に、じゃあどうされるかという、今WCSでの飼料用稲を耕作をされてて、代かきをして、植付けをして管理をして、収穫時期になったら畜産農家が収穫すると、これで10アール当たり8万円と、いうことになりますと、たばこで廃作した方は、そひこもろえば今んところはまあまあやっどなああと、というお話も聞いているところです。

しかしながらそれだけでじゃずっといいのかといいいますと、そういった方々は今度は裏作で、それぞれ、路地園芸ハウス園芸等されております。そうなると、ハウス園芸がメインとなりますと、そういった部分でもまた、耕作放棄地に値する部分がですね、若干とも増えてきているんじゃないかなと、いうことを思っております。

いろんな方策もあると思うんですけれども、やってみないことにはわからないわけですが、それでやはり農家の意向をお聞きしながら、その意向に対して、町としても、農家を育てていく意味では、していくべきじゃないかという考えでおります。

6番（上之園健三君）

面的な整備のハード事業等については、国庫補助事業等で対応されれば、いいのかなと思

ますが、作物に対してもですね、直接的にこの収益につながるような補助制度というもの私必要ではないかというふうに思っております、お聞きしたところでございます。

ではですね、次に、この耕作放棄地の解消に取り組む、展開としてですね、今後、どのような推進策をとということをお聞きしていきたいんですけれども、どんな方法で、また、どのような組織体制を持って進めていくのかということをお聞きしたいんですけれども。3問目次をお願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

上之園議員の第1問第3項、設立予定の農業公社の事業内容として、耕作放棄地の解消に取り組む考えないか伺うとの御質問でございますが、農業公社の事業内容につきましては、後藤議員の第1問第1項で答弁いたしましたとおり、現在、県内各市町の農業公社の事業内容について情報収集を行っております。

今後先進事例を参考としつつ、本町の現状を踏まえ、必要な施策について十分に協議検討する中で、取り組む方向性を固めてまいりたいと考えております。その中で、今議員のおっしゃる、耕作放棄地の解消への取組につきましても、検討項目の一つでありますので、十分に考慮する必要があると考えます。

6番（上之園健三君）

はい。6月末にですね、所管事務調査として、農業委員と語る会というのを実施いたしました、現状や課題等についてですね、御意見を賜ったところでございますけれども、その中でも、この耕作放棄地の問題が話題となりまして、委員の皆様方ですね御苦勞考えたところでございますが、会議の中でも、この農業公社の設立については、必要性を話されておまして、その事業内容に期待をされていると感じているところでございます。

その農業公社のですね、事業内容については、今、昨日のですね、答弁の中にもありましたように、現在、情報収集を進めておられるという段階であるということでございますので、詳細はないでしょうけれども、私はこの公社のですね、事業の一つとして、この耕作放棄地の解消に向けた取組を、展開するために、専門性を持った人材で組織する、例えば、耕作放棄地対策室的なですね、部署であったり、あるいはチームを編成したりとかして、農業委員をはじめ、技術員、土地改良区から農協、それに地元で詳しい地域の方々などをですねメンバーとして取り組んでも、良いぐらいの大きな問題ではないかというふうに思っております、ただいまの答弁でですね、この解消に向けての取組も、検討項目の一つとして、考える必要があるというような答弁の内容でございましたので、ぜひその方向へ向けて、動いていただきたいと思いますが、あえて答弁は求めませんけれども、ぜひとも、専従者を配属して、配置してですね、対策を講じていただくような内容の事業も、盛り込んでいただきたいというふうに強く望むところでございます。

推進体制についてはですね、人事含めかれこれありましようから、私が口出すところでもございませぬので、ただそういう組織を欲しいなと思っておりますのでございます。

最後に、この耕作放棄地の対策につきましては、大変奥の深い問題でありまして、その深刻さからしてですね、私の質問内容も、大ざっぱで漠然とした内容になってしまいましたけれども、私もまたさらに勉強して、良案があれば、提案をしていきたいというふうに考えております。

す。そして、どの市町村もですね、苦慮している、この大きな問題でありますので、近隣市町村や国、県と、しっかりと連携をとった中で、そしてまた、国が最近出しております、民間との、連携等も視野に入れられまして、少しずつでも解消できることを期待して、私の質問を終わりたいと思います。

議長（松元勇治君）

次に、津崎淳子さんの発言を許します。

[7番 津崎 淳子 さん 登壇]

7番（津崎淳子さん）

まだ、日中は暑さが続きますが、季節の移り変わりと共に早く新型コロナ感染症も終息しないかと思うばかりです。

コロナワクチンも8月末で終了しました。まだ、未接種で希望される方は、できるそうです。

南大隅町は、早い段階からワクチンを確保し、キャンセルによる薬液廃液がないように待機者リストを作成し、補充して頂き、廃棄もせず、重篤な副反応者も出ずに良かったです。県内でも南大隅町は早く終了したそうで、行政の力の賜物です。感謝です。

まだまだ、コロナ対策をいろいろと考えないといけないと思いますが、引き続き町民のために頑張ってくださいと思います。

では、今回は3問5項について質問します。

まず、石畑町長が就任されて5カ月が経とうとしています。

6月会議、今回もですが、一般質問に対して、ほとんど町長が答弁されようとする姿勢にすごいな、行政経験があるからこそ出来ることだと思えます。町長が精力的に職務を遂行する姿を見るなかで、副町長席が空席について町民の方から聞かれます。

1問目の副町長の選任について、副町長職が空席だが、選任する考えはないのか伺います。

次に、7月に多目的健康広場で地区のグラウンドゴルフ大会に参加した時に、町民からの声を聞き、2問目、多目的健康広場について。多目的健康広場の環境整備について現況を伺います。

次に、3問目、町の交通サービスについて。1項、町内の交通サービスの現況について伺います。

2項、町内の診療所・薬局は、送迎バスとの連携がとれているのか伺います。

3項、町内の交通サービスで見直しをする点はないのか伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

津崎淳子議員の第1問第①項、副町長職が空席だが、選任する考えはないか伺うとのご質問でございますが、副町長職につきましては、しかるべき時期に選任を行い、議会にお諮りする考えでございます。

7番（津崎淳子さん）

町長選挙が終わってからも核の最終処分場賛成の派の方が滞在してたりして、副町長職が空席なので町民の方々がそういう人が副町長になるのではないかと臆測を呼んでいます。

私は、町長は選挙中も核最終処分場は反対を言われたし、6月の大坪議員の一般質問でもはっきりと明言されたので、核最終処分場賛成派の方が副町長になることはないと言いますが、町長の口からはっきり聞きたいと町民の方々から言われるので今回質問します。

町長（石畑博君）

一切ございません。

7番（津崎淳子さん）

その言葉を聞いて町民の方々も安心されると思いますし、また私も説明出来ます。では、どのような方を人選されるお考えか教えてください。

町長（石畑博君）

どのような方というのは全然、現在空白でもございます。市町村によっては不在のところもあります。

今、自分の手前味噌ですけど、朝7時半に出勤しまして夜7時を目途に日常の業務をしておりますが、職員ではありませんのでその勤務の中で日常の業務をやっていきながら、これまで先ほどおっしゃいましたとおり、行政経験もある中で効率的な運用をしていくということで努めております。

前任の町長がなられた時も私は当時の総務課長、その後、数カ月間は不在のまま業務も同じく今おっしゃった業務をこなして来ておりましたけれども、勤務時間内の業務としてであると特に支障はないところです。

しかしながら、大変なのは、やはり今隣りにおります総務課長が大変です。職務の代理者という部分で業務もありますので、しかしながら、その業務の中も勤務時間中の話でありまして、総務課長には悪いんですけど、副町長職の業務を私と総務課長と分けた形で、今のところ大きくこういったコロナ禍で出張等もない中で、テレビでのこのモニターごしの会議がほとんどになっておりますので、今、私も仕事スタイルとして土日にも一般の町民の方々からも電話もいただきますけれども、すぐさまそのまま朝早く行ったりとか夜行ったりとかしてそういったご意見も伺いながら、町長としてその場で決断できることを町民にお話をしていきながらしていくことで、役場に来られた方々にも居るときは必ず町長室でお話を聞いていきながら、その場で来られた方には回答をさせていただいてしております。

そういったことから、先ほどしかるべきという時期の回答をさせていただいたところでありますので、こういった方というのは、また今後私なりに選任をしていこうという考えでございます。以上です。

7番（津崎淳子さん）

私の考えなんですけど、町長は行政経験があり、町のことをよく把握されているので、副町長は町の職員OBではなく県から招聘して、県とのパイプを作り、新しい風を入れていただけたらなと思います。いかがでしょうか。

町長（石畑博君）

色んなパターンがあると考えておりますが、今おっしゃった県から来られた方も確かにいいと思います。しかし、町を知るのに何年掛かるか分かりませんが通常2年となりますので、ちょうど知り得た頃にまた県に帰られるというそういったこともございます。

今後、自分が持っていくべき方向性に対して理解していただける方を選任をしていくべきかなという考えであります。

7番（津崎淳子さん）

町長のお考えよく分かりました。

これからコロナが終息し、世の中が動き出すと公務も増え、町内を空けることも増えていくと思います。激務になるし、町長不在のときに自然災害や外部要因による人的災害や事故などに対して、町長の指示のもと危機管理をしないとイケません。

また、町長に助言や意見、相談される方が必要だと思いますので、先ほども申したことも踏まえて検討していただけたらなと思います。

次の質問をお願いします。

議長（松元勇治君）

暫時休憩します。

10 : 54
～
11 : 01

議長（松元勇治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長（山崎洋一君）

次に第2問第①項、多目的健康広場の環境整備について現況を何うとのご質問でございますが、グラウンド内及び休憩所周辺につきましては、シルバー人材センターに定期的に除草や清掃を依頼しており、また、設備等に不具合等が発生した場合におきましても、即対応が可能なものにつきましては、早急に修繕等を行い、利用者の皆様に安心して、ご利用していただけるよう、維持管理に努めてまいります。

7番（津崎淳子さん）

整備されていることはよく分かりました。その中で、まず広場の芝生についてお聞きします。

町民の方に、雨のあとがぬかるんで教育委員会に連絡して砂を入れてくれるが、何回もしていただき申し訳ないと言われます。砂を入れる以外に方法はないのでしょうか。

教育長（山崎洋一君）

ただいまの質問に対しては、教育振興課長に答弁をさせます。

教育振興課長（上大川秋広君）

ただ今、ぬかるんでいるがというご質問でございますが、多目的健康広場のグラウンドにつきましては、建設当初、排水対策といたしまして、地下暗渠施設工事で透水管が敷設してございます。大雨や長雨が続きますと、水が浸透するまで時間を要するようでございます。

7番（津崎淳子さん）

そうしますと、やはり砂を入れる以外にないということなんですか。ぬかるんでグラウンドゴルフがやりにくいということなんですけど、砂を入れる以外は時間を待つか、砂を入れるかしかないということですか。

教育長（山崎洋一君）

今、上大川課長が答弁したように、現在のところ、そういう対策しかないのではないだろうかと考えているところでございます。

7番（津崎淳子さん）

もともと建設する前から水はけが悪い土地というのはお聞きしてたんですけど、すぐに出来れば排水がなくなればいいんですけど、また施工された業者に相談してみて、また何か対策あるようでしたら検討していただきたいと思います。

次に、広場には3カ所の東屋がありますが、グラウンドゴルフ大会など大人数だと日陰になる休憩場所が足りません。夏は熱中症対策で帽子などするのですが、マスクをしていて地面からの熱伝導により熱中症を起こす可能性も高くなります。

また、港公園のほうが松林があり、木陰になり、プレイしやすいと港公園でする人もいます。子どもたちが走り回れる遊び場が出来て、グラウンドゴルフをされる方たちがやっぱり邪魔だと言われることもあるそうで、邪魔というのが危険だからのけなさいということだと思うんですけど、グラウンドゴルフをされる方たちの要望で多目的健康広場を作られたとお聞きしますので、子どもたちの遊び場を確保し、なるべく多目的健康広場を使用するために日陰対策に何か考えられないでしょうか。

教育長（山崎洋一君）

教育振興課長に答弁をさせます。

教育振興課長（上大川秋広君）

樹木の植栽が、桜が建設当時3本植栽してございます。平成30年3月の植栽でございます、十分な高さになるまではまだ時間が必要かと思われま。

そこで、日頃から利用や管理されておられるグラウンドゴルフ協会の意見も賜りながら、今後対処していきたいというふうに考えております。

7番（津崎淳子さん）

グラウンドゴルフの会長とかと聞いていきながら検討していただきたいんですが、聞き取りの段階で、簡易テントの貸し出しは出来るということをお聞きしたんですが、その都度テントを借りに教育委員会まで行くというのは大変なので、多目的健康広場の倉庫にあれば助かるなと思います、いかがでしょうか。

教育振興課長（上大川秋広君）

それにつきましては、協会等の要望があれば可能だというふうに考えております。

7番（津崎淳子さん）

また、大始良のグラウンドゴルフ場とかはずっとテントを張っていますが、それはできないでしょうか。できなければ個人が簡易テントやパラソルを広場の端のほうに建ててもよろしいのでしょうか。

教育長（山崎洋一君）

常時テントを張っておくことが良いのか悪いのか。突風が吹いたりそうした場合に色んなところに迷惑が掛かることを考えると、やはり常時設置よりも使うときに設置すると、終わったら畳むと、これがやっぱり基本じゃないだろうかと思っております。

7番（津崎淳子さん）

個人でその都度、簡易テントなりパラソルを建てることはよろしいのでしょうか。

教育長（山崎洋一君）

競技に邪魔にならないところであれば、それは出来るんじゃないだろうかと思っております。

7番（津崎淳子さん）

次に、グラウンドゴルフをされる方が高齢者が多くて、座れるベンチが多ければ良いと言われます。ベンチをもう少し増設できないですか。高齢者の方が喜ばれると思いますが。

教育振興課長（上大川秋広君）

それにつきましても、競技等の状況等もございますので、グラウンド協会の意見も参考にしながら今後対処してまいりたいというふうに考えております。

7番（津崎淳子さん）

是非、検討していただきたいと思えます。

次に、トイレについてなんですが、トイレの清掃をされる方から洗面所の排水が髪の毛が多いため詰まりやすく排水栓が外れにくくなっているそうです。私も試みましたが外れませんでした。確認してみてください。

あと、障害者トイレの手すりバーがグラグラしていて、教育委員会に伝えているそうですが見ていただけたのでしょうか。

教育振興課長（上大川秋広君）

通告を受けましてから現地に行きまして、私も実際行きまして、洗面台の排水口のところはすぐ取れるようになっております。

また、手すりにつきましても修理依頼がしてございます。

7番（津崎淳子さん）

早い対応で安心しました。手すりバーは立つ時に力を入れるので、もし外れたら大ケガになるのでよかったです。

洗面所の排水栓は、私もまた昨日もトイレのほうに行ったんですけどやはりちょっと外れなくて、私が不器用なのか、清掃の方に、高齢者、シルバーの方なので指導していただけたらと思います。町民の方たちがこの多目的健康広場を快適に使いやすい環境になるようにしていただけたらと思います。

次、お願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

次に、第3問第①項、町内の交通サービスの現状について何うとのご質問でございますが、現在、本町の交通サービスについては、廃止路線代替バスの他、根占地区、佐多地区いずれも1週間に3系統6便のコミュニティバスの運行、根占地区の一部において事前予約型乗合タクシーの運行、佐多地区の3系統でスクールバス一般混乗、佐多地区から根占ネッピー館まで週3便の温泉送迎バスによる、地域住民の交通手段の確保を行っております。

7番（津崎淳子さん）

根占地区と佐多地区のコミュニティバスと路線バスとが接続していますか。

町長（石畑博君）

詳細は、企画課長に答弁させます。

企画課長（熊之細等君）

コミュニティバスの時間設定を計画するときに、路線バス等の接続を考えて運行時間の設定をしているところでございます。

7番（津崎淳子さん）

分かりました。今回、佐多地区の交通サービスについて質問いたします。

先ほどの答弁でコミュニティバスと路線バスが接続されているとのことですが、石蔵で乗るのに待ち時間が2時間ぐらい待つ方がいると聞きましたが、乗り継ぎにそのぐらい空くことがありますか。

企画課長（熊之細等君）

ケースバイケースだとは思いますが、路線バスから来られて時間が遅れたり、或いは、自分の用事を済ませる段階で用事が遅れた場合には乗り遅れることもあるかなあと考えております。

佐多地区につきましては、コミュニティバスの運行をしておるわけですが、スクールバスの空き時間を活用して運行をしているところでございます。限られた時間の中で利用される方々の要望どおり時間設定が出来ればいいのですけれども、待ち時間が出ていて不便な場合もあるかと思っております。

今回、町内全域にアンケートをするように計画をしておりますので、そこらを踏まえて対応可能な部分については、対応、検討していきたいと思っております。

7番（津崎淳子さん）

周知もされてて接続の待ち時間も短くなっているように組まれているようなので、先ほど課長が申されたように、乗り過ごした方か、また佐多診療所とか買い物に来られて待つ方がいるのかなと私も思います。アンケートを取られるということなので待ち時間の項目についても入れていただけたと思います。

次に、石蔵、松山、折山、木屋川内線が火・木運行していますが、その路線に乗る方で、鹿屋の病院に行くのに行きはコミュニティバスで石蔵に着くのが9時57分で、午前中の診察に間に合わないのでタクシーまで石蔵まで行き路線バスに乗り、帰り鹿屋発が1時50分の路線バスに間に合えば3時13分のコミュニティバスで石蔵から乗れるんですけど、1時50分の路線バスに乗れなければ次が鹿屋発が4時20分発で石蔵着が5時38分で乗れないです。帰りもまたタクシーになります。定期的に行かれるようで、時間の変更とか検討をできないでしょうか。

企画課長（熊之細等君）

基本的には、路線バスとコミュニティバスを乗り継ぎを連携した時間設定としておりますが、路線バスの全部の運行時間と接続しているわけではございませんので、今回、松山、折山地区が限定されておりますので、軽妙な時間調整等であれば対応していくことは可能かなというふうに考えますので、利用者にまず話を聞いてみたいというふうに思っております。

7番（津崎淳子さん）

佐多でのタクシーの往復、鹿屋・病院間の往復のタクシー代は負担が大きいと思うので、是非、話を聞いて調整を検討していただけたらと思います。

次、お願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

次に、第3問第②項、町内の診療所・薬局は、送迎バスとの連携がとれているのか伺うのご質問でございますが、佐多地区には、佐多・大泊・郡・辺塚地区に診療所がありますが、送迎の必要な方につきましては、初診時に聞き取りをし、対応をしております。薬局との連携につきましては、辺塚以外は各診療所で処方箋を発行し薬局へ持参するかFAXで送信し、処方薬を患者さんが受け取っております。配達を希望される患者さんについては、薬局側が配達をいたしております。

7番（津崎淳子さん）

画面をお願いします。

少し見にくいかもしれませんが、先ほど町長が答弁されたように、辺塚診療所は院内処方ということで、画面のほうは佐多診療所、郡診療所、大泊診療所のほうを挙げています。薬局が配達される3診療所のほうを画面で挙げてます。

浪瀬議員が6月の一般質問で、配達に500円薬局が徴収されている件のことを言われました。

私も町民の方から聞きました。町民の方たちの負担がなくならないかと考えました。

この図の中で丸をして送迎と書いている部分がありまして、運転手の方が、送迎専門で町が会計年度任用職員として雇用をしていると聞きましたので、そこで、大泊・郡診療所の定期処方の方は、薬を診療所に届けてもらってから送迎バスを出せば町民は負担はしなくて済むのではないかと。

ただ、診療所まで届けてもらうのに町に支援していただけないからと考えましたが、支所長が薬局にお尋ねしたら、できないとの返答でした。

何故なのか聞きに行ったところ、佐多診療所は、月・火・水・金と送迎がありまして午前中に、郡のほうも午前中であって、佐多診療所の薬の処方もあり、佐多診療所で利用する方もいるのですぐに届けるということが無理ということでした。

少し薬局の実情についてお話しします。この500円の配送料について言われましたが、20年前から地域のためにと、無償で薬局に取りに来るのが困難な方のためにボランティアでお父様とお2人で行っていましたが、お父様が大病され仕事ができなくなり、薬剤師を雇い、人口減により経営にも影響し無償ではできなくなり、配送料を徴収せざるを得なくなったそうです。

そして、配達する全ての人に徴収するのではなくて、経済的困窮者や生活保護の方、施設入所の方は人員不足により職員が取りに行けないとのことで徴収してないそうです。経済的に厳しい方は相談に乗るそうです。

ただ、届けるだけではなくて医者に相談できないことを相談されたり、また必要とあれば医師に報告し、独居老人も多く様態の確認や見守りもされているそうです。そこを理解してほしいと言われました。

薬局として町に対して要望があるか聞きました。1人で配達をしているので、先日、佐多診療所に郡の方が車で来て病院のほうから事務の方がファクスで自宅へ配達をと、FAXが来て届けると、その方が車で行ったんだけど暑いから薬局まで取りに行けなかったと。その日は大泊に届けなくてはいけなくて、その後郡まで届けたそうです。本当に取りに来れない方なのか、届けなくてはいけない人なのか、診療所の事務の方にも薬局の現状を知った上で薬局へ取りに行くか配達かを聞いてほしいそうです。患者様にも周知する必要があると思います。

それから、佐多診療所で送迎バスの運転手の方が、次の迎えがあるから薬を届けてもらってと言われることもあると聞きました。最後の方が薬をもらってから出発できるようにバスのほうの調節ができないでしょうか。

町長（石畑博君）

詳細につきましては、佐多支所長に答弁させます。

支所長（川越貢君）

佐多診療所の送迎車なんですけれども、一応、送迎の場合は、薬局で薬を受け取るまで患者送迎の職員は待っているということで聞いておりますので、ちょっと何かの勘違いではないかと思っております。

7番（津崎淳子さん）

薬局の方が言われたんですが、また聞き取りをしていただけたらと思います。もし、そういうことがあるようでしたらまた調整ができるように検討していただきたいと思います。

次に、各診療所を利用する町民にアンケートを薬局の方が希望されています。薬の配送料に

関する質問も入れて取ってほしいそうです。500円徴収することを説明して了承をして始めたんですが、声が上がることに疑問で、薬局には直接言われないので知りたいそうです。本当に経済的に苦しいなら、町としても手を差し伸べないといけないと思います。

配送料だけの質問でなく、送迎バスや診療所に対しての質問・要望を織り交ぜながらアンケートをしていただけたらと思います。いかがでしょうか。

支所長（川越貢君）

今のアンケートの件なんですけれども、薬局の関係、配達の関係、そういった面はやはり薬局側がするべきであって、町でするべきではないのかと思います。

そこで、各診療所にご意見箱等を設置しまして、患者さんから意見・要望等を聞けると思いますので、アンケートも含め、医師また診療所職員とも協議していきたいと思っております。

7番（津崎淳子さん）

私が先ほど配送料だけの質問でなく送迎バスや診療所に対しての質問・要望とか織り交ぜてアンケートをしていただきたいと先ほど発言したんですけど、町立として開設してから一度もされてないと思いますので、是非実施していただきたいと思いますし、各診療所に箱を設置していただけるといいのは良いことだと思いますので、そちらのほうもしていただきたいと思います。

佐多に1つしかない薬局です。佐多の町民の方たちに必要な薬局だと思います。佐多町民の方の役に立ちたいとの思いがあるが、ボランティアでの運営には限界があり、永続的に活用するために現状を町民の方に知っていただくよう町として周知と送迎バスとの連携が上手く調整できれば、薬局の負担が減ると思いますので行っていただきたいと思います。

次、お願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

次に、第3問第③項、町内の交通サービスで見直しをする点はないのか伺うとのご質問でございますが、交通サービスの見直しにつきましては、これまでも住民から要望のあった軽微な路線や時間の変更について柔軟に対応してきておりますが、道路の幅員や時間の制約等により希望に沿えないこともあるところでございます。

今後、町内全域にコミュニティバス等の運行についてアンケートを実施する予定でありますので、アンケートの結果を踏まえ、利用者の意向に沿った、利用しやすい運行方法を模索していきたいと考えております。

7番（津崎淳子さん）

またアンケート、ずっとコミュニティバス、スクール混乗バスから、温泉バス、路線バスへと乗り継ぎというのを時刻表を見ていると、スムーズにいくよう組まれているのがよく分かり、またアンケートをされて必要があればまた検討されるということなんですけど、画面のほうをお願いしていいですか。

ちょっと薄いかもしれませんが、だいたい路線を色別に分けているんですけど、だいたい県道・公道を通っている路線になっていると思います。このルートがあるんですけど、その地域

でも通ってないところというのがあります。辺塚でも、その奥のほうとか熊之細まで上にあがったりとかして、その左側の奥のほうとかにもまだ坂があつたりとかして、住民の方が居たりするんですけど、要望があれば、そこを通ってないところも要望があれば検討していただけるのでしょうか。

町長（石畑博君）

今、辺塚の部分をお示しいただいておりますが、今おっしゃいましたとおり、中郷の公民館から村山のほうに抜ける道ですね、あの道は道路も狭いんですけども、とにかく支障木が多いもんですから今のスクールバスに限らず、例えば、宅急便さんなんかの大きいキャビンが付いた車とか通らないということでそのお話も聞いておりますので、今回新しくそういった部分の車が通れるようにしてくれと、スクールバス、コミュニティバスですね、そのことはしようとする考えでおりますので、まずは道路の幅員の整備、そしてまた支障木等の整備をしていかないと、まずその物理的な部分で通れませんので、そのことをやってから今おっしゃった部分についてはこれまでも私も要望を聞いておりますので、細かい部分まで網羅できるよう、若干小型の10人乗り等のバス等の運用もしていきながら、これは佐多地区に限らず、根占横別府・城内地区ありますので、全てに対してそういった手の届ける運用ができるようにしていく考えでおります。

7番（津崎淳子さん）

辺塚のほう、町長のほうも聞いていたということで安心しました。他にもこの図を見るとまだまだ通ってないところがあると思いますので、そのアンケートで要望とかあればまた検討していただきたいと思います。

次に、辺塚地区でトヨタの基金を活用され買い物支援を実施していると思いますが、どのような取り組みでしょうか。

町長（石畑博君）

詳細は、担当課長に説明させます。

企画課長（熊之細等君）

この事業につきましては、大隅MMO肝付町、錦江町、南大隅町と鹿児島トヨタ自動車、トヨタカローラ鹿児島におきまして、トヨタモビリティ基金事業を活用して昨年度から実施している事業でございます。

3町広域の事業と各町それぞれ事業を実施しておりますが、本町におきましては、辺塚校区で貨客混載運行による買物支援の実証運行を行っているところでございます。

具体的には、既存のコミュニティバスを活用し、辺塚にいながら商品だけがコミュニティバスで運ばれてくる取り組みであります。登録者は19名ありましたが、実際活用されたのは今のところ1名となっているところでございます。

7番（津崎淳子さん）

令和3年1月からスタートされて、18名登録して1名が利用されているということなんですが、18名登録してて1名という要因というか、1名だけしかしてないというのはどうしてなのでしょう。

企画課長（熊之細等君）

何回か辺塚校区に入りまして、自治会長さん方を集めて、また登録者希望者を募った中で説明会もしております。

現状といたしましては、将来的にはどうしても買い物が一番ネックになるという皆さん認識がございまして、ただ、今のところは、何とか自分で車を運転しているという現状から、将来的にはこういう制度が必要だということでの参加をしていただいているという感じを持っているところでございます。

7番（津崎淳子さん）

コミュニティバスで注文をして注文書と一緒に現金払いということで、そういうのも要因があるのでしょうか。

また、佐多のAコープでなくて根占のAコープということをお聞きしたんですが、どうして佐多のAコープでなかったのかもお聞きしたいと思います。

企画課長（熊之細等君）

説明会の中で実証をする上で火曜日と木曜日に週ございますので、火曜日に注文票を取りまして、現金をそれぞれビニールの袋に入れていただいて、運転手が路線上で受け取るように計画をしております。火曜日にAコープに届けて、木曜日に精算をして、確認をした上でコミュニティで運んで地元で路線上で受け取るという仕組みではございますけれども、今のところはアナログでございます。

一番JAさんにも協力をしていただいてキャッシュレス、そこもお願いをしましたけれども、今のところはできないということと、あと、佐多のAコープで品物をこのやりくりをしたかったわけですが、Aコープさんの事情から対応が佐多のAコープではできないと。

店長さんがなんぐう店と根占のほうと佐多と同じ店長さんでございましたので、根占だったら対応が可能だよということで、今のところは、根占のAコープで対応をしていただいているというのが現状でございます。

この申し込みについても、できればITを使って事前にデータを送る、そういう部分まで出来れば、今後色んなところで活用が出来るのかなということも含めて当初検討した経緯もございます。

7番（津崎淳子さん）

私もこの事業は大変良い事業だなと思います。本当にこのアナログがキャッシュレスによりでき、また、ITのほうも進んでいけば本当に他のところ、大中尾も商店のほうが開店されたので買い物弱者の方が他の地域でもたくさんいると思いますので、また改良していただけてそれを拡大していただけたらなと思います。

先ほど町長が辺塚のほうで10人乗りのバスだったら支障木とかそういう整備をすれば通れるということをおっしゃったんですけど、佐多交通には現在10人乗りのバスが使われてないそうなんです。

それにも活用していただけたらなと思うのもありますが、鹿屋のくるりんバスみたいに路線バスや町のバスが通っていない曜日や時間帯に商店街を中心に走らすのはどうかなと思っております。そうしたら、診療所に行った帰りにご飯を食べたり、理美容店に寄ったり、買い物した

り、ゆっくりお薬を取りに行けたりし、佐多の商店街も活性化すると思います。また、交通手段を持たない買い物弱者にも、出かける楽しみ、買う楽しみが増えると思います。

そして、この10人乗りのバスなんですけど、先ほどのトヨタの貨客混載バスということなんですけど、高齢者の農家の方が車でお店に届けるというのも運転免許証を返納する上にもなかなかできない部分もあるので、この貨客混載という形で、高齢者の農家の方が、野菜や作物とか果物とかを載せてお店で渡すという形も出来るのかなと思います。いかがでしょうか。

町長（石畑博君）

今、津崎議員のおっしゃったのが一番理想だと思います。それは。

ですけど、今佐多に限って申し上げますと、例えば、スクールバスが朝大泊を出てからずっと回って来て学校に着くまで1時間20分ぐらい掛かります。1回がですね。そうすると、ドライバーの休憩も必要であったりするし、それはそれ、そしてまた、10人乗りの車で回るのもそれは町が購入してもいいし、佐多さんが準備されてもいいと、そこは方法はあると思っておりますけれども、1実車当たり、1人が乗られてからの運行の時間が非常に長いもんですから、くるりんバスみたいなそういった運行は現実的には不可能かと思っておりますけれども、その中で、私も聞いた中では、頼んだとを持って来てもらって一番よかどなおっしゃる方もいらっしゃったり、今度はやっぱり自分たちも店にも行ってみたいよねというご意見もあつたりしますので、そこは、今先ほど言いましたアンケート等を踏まえて、地域それぞれ居住されてた方も健康状態等で運行の在り方もやっぱり変わってくると思っておりますので、地域事情も加味して、その中で最大限この運行に配慮できる部分は今いらっしゃる方々を大事に、ここも来てくれたなあとおっしゃっていただくようなそういった運行に、今困っていらっしゃる部分を優先して取り組んでいきたいという考え方でおります。

7番（津崎淳子さん）

町長の言うことももっともなんですけど、鹿屋のくるりんバスは長い距離なんですけど、先ほど辺塚のほうがそういう10人乗りのバスを使えたらということで、私がくるりんバスというのが長い路線じゃなくて、佐多の商店街を中心とした短いぐると、上之園地区の奥のほうとか他の佐多地区でも中に入った地区とかそういうところもありますので、佐多の商店街を主に、佐多の商店街、診療所、薬局とかを中心とした短い距離で時間を毎日じゃなくてもいいので時間を考えて、路線バスやコミュニティバス、スクールバスが通らない時間帯に活用できないかなと思ひまして上げさせていただきました。地域の活性化のためにもなるかなとも思ひましたのでまた検討していただけたらと思います。

今回は佐多地区の交通サービスについて述べましたが、根占でも山間部などバスが通ってないところもあると思いますので、全地域に対してアンケートを取ることだったので、アンケートを取り、また聞き取りをして、可能な限り個別対応していただきたいと思ひます。

また、町民にとって町の交通サービスは欠かせないし、地域の活性化のためにも必要なので検討して、より町民の方が利用できるようにしていただきたいと思ひます。

以上で、質問を終わります。

議長（松元勇治君）

次に、森田重義君の発言を許します。

[2番 森田 重義 君 登壇]

2番（森田重義君）

改めまして、下半期に入りまして、6月定例議会での一般質問等と今回の9月、この現状は、ワクチン接種等で上向きになるかと思ったら、なかなか思うようにはいかないこの現状でした。

昨晚、鹿児島県も塩田知事が、まん延防止措置を30日まで延長というお話も出てきました。国内でもまだまだ感染者が落ち着かない状態でございますが、コロナも災害と位置づけ、今後起こり得るであろう町の対策ということで、私のほうから2問6項の質問をさせていただきます。

1つ目は、危機管理体制について。1項、コロナ感染者がもしこちらの町内で発生した場合のご対応と、今体制はどのように整ってらっしゃるのか。先日から他議員もご質問させていただいておりますが、また私のほうにもご説明いただければと思っております。

2項、小・中学校の教室等の密防止対策等の状況についてお伺いいたします。これにつきましては、小・中学校のみならず集団で集まる施設等もございますので、そちらも踏まえてご質問させていただきたいと思っております。

3項目、大雨・台風時の避難所対応について。昨年9月にも台風10号でしたかね、まいりまして避難所を開設、コロナ禍での開設ということで執行部の役員の方々等もご尽力いただいた経緯がございますが、それを踏まえて、今現在の対応がどのようになっているか再度お伺いいたします。

4項目、緊急事態宣言下、これは鹿児島県内ですね、独自の町内の経済支援についてお伺いいたします。これは6月の一般質問で、商工会観光業種に支援金を出せないだろうかという要望いたしました件につきましてもご回答いただきたいと思いますと思っております。

経済支援と大きく捉えたのは、先ほどから皆さまがご承知のとおり、商工業種、観光業種に、飲食店に留まらず、畜産業、水産業、農業等飼料の高騰、大雨による作物の高騰、そちら等がこの9月時点になって見受けられます。今後、12月のまた商戦と年末年始に向けて町長のほうもそこを見据えた対策をとおっしゃってございましたので、また具体的な方向性、先ほど申しました6月に提案いたしました要望等についてのご回答をよろしくお伺いいたします。

2問目、減災対策について。こちらは、この1項目に関しましてと同等と、今後起こり得るであろう災害等に対する減災対策についてお伺いしたいと思います。

1項目、河川寄洲・土砂災害・冠水対策について。皆さんもご承知のとおり、雄川の河畔に寄洲が出来ております。そちらの対策等についての計画、方向性をお伺いしたいと思います。土砂災害・冠水等につきましては、先月大雨が出た際に、立神から浮津トンネルまでの間に湧き水が出ておりましたので、そちらの被害状況、こちらのほうは佐多支所のほうにもお伺いして佐多の状況もお伺いしておりましたが、先月の大雨時の被害状況等を分かりましたら教えていただきたいと思います。

2項目、街路灯老朽化に対する災害防止計画について。現在、街路灯、根占地区はドラゴンの形をした街路灯でございますが、大変老朽化しているのと、形状がぶら下がり式でございますので、強風時、台風時の被害というのが結構今までも出てきておりますので、そちらの見直し、佐多地区におきましても老朽化が見られておりますので、そちらの計画がございましたらお伺いしたいと思います。

以上で、私の壇上からの質問とさせていただきます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

森田重義議員の第1問、危機管理体制について。第①項、コロナ感染患者の対応と体制について何うとのご質問でございますが、昨日、後藤議員の質問でもお答えしましたとおり、町では新型コロナウイルス対策本部を設置し、適宜に適切な対応ができるよう、体制を整えているところです。感染患者への対応につきましては、現在、県保健所が入院手配や疫学調査等を行っているところでございます。

2番（森田重義君）

今ご説明いただいたとおり、一応町内で発生しても県のほうの保健所のほうでのご対応ということで、昨日の町民保健課長からも、公表等は今県のほうと情報をなかなか申し伝えられにくいというお言葉もいただいておりますが、町民が一番心配しているのは、町内でどのような発生をしたのか、何人いらっしゃるのかというのは、本当に非常に注視される場所ですけども、我々も正確な情報があつてこそ誹謗中傷というのは抑えられるかと思っておりますので、一応そのご対応と、今後、もし発生したときに自宅療養というのが最近取り沙汰されております。今、本町も医師会立でございますけども、医師会立の病床等少なくなると、いかんせん自宅療養をすることが考えられるんですけども、その時の場合のご対応、あと食糧支援とか体調管理の支援、そのようなことを執行部のほうでどのような体制を取っていらっしゃるかお伺いたします。

町長（石畑博君）

詳細につきましては、町民保健課長に答弁させます。

町民保健課長（黒木秀君）

ただいまご質問ございましたけども、我々も正確な情報を住民の皆さんに町民の皆さんに提供することが大切だというふうに考えておりますので、確実な情報をいち早く収集し、いち早く確実な情報を皆さんにお流しするというところに今努めているところでございます。

それから、ただいま自宅療養等のお話ございました。ここでそのご回答をする前に、ちょっと誤解しやすい、皆さん誤解しやすいところがございますのでご説明いたしますが、自宅療養と自宅待機ということが非常に皆さん誤解されることとございます。

今、鹿児島県は自宅療養はしないということを言っております。自宅療養でなくて病院入院やそういう施設による療養を考えて想定しておりますので、自宅療養は今のところ鹿児島県は実施してないと。今やってるのは自宅待機でございます。

今朝の南日本新聞にも載っておりましたが、鹿児島県によりますと、自宅待機者につきましては1週間分の衛生品や食料品の物資提供を行うということで、基本的には、濃厚接触者や感染者の情報というものは市町村へは流さないという姿勢をまだいまだに取っているというふうに考えてます。

ただ、国からは県と市町村情報提供しながら連携を図りなさいという通知等が来ておりますので、また今回の今度の蔓延防止、それから県独自の緊急事態宣言の延長を踏まえた上で、それも含めた県の対応がひょっとしたら変わってくるのかなとも考えておりますが、今のところ

は、情報が県から提供がございませんので我々も知る由もないと。自宅で待機をされようが療養をされようが知る由はないということでございます。

ただ申しましたように、昨日から申しておりますように、このコロナにつきましては、日々刻々と状況は変化しておりますので、我々行政と町としましても、すぐに対応ができるように今検討をしているところでございますので、住民の皆さまにすぐ対応出来るそういう物資面がありますとか健康管理面がありますとかというのは、いつでも対応出来るように今進めているところではございます。以上です。

2番（森田重義君）

今の情報のネックは、今、鹿児島県の独自の緊急事態宣言化ということで、どうしても県のほうの情報の在り方について、今執行部、町民保健課長もご苦労されているところかと思えます。ここは町長、是非我々もやはり正確な情報がなければ動けない状況下にありますので、県のほうにも個人情報保護法というものもございますので、そちらを十分配慮した上で、対応をする旨で情報提供と、県からの物資の提供は本当に有り難いんですけども、今後の職員等が濃厚接触者で待機される方々にも同じような対応をしないといけなくなりますので、自宅療養がなくても濃厚接触者の待機の面もございましてそこも改めて考えながら、そのご対応をするときの職員の危険手当等も今後考えていただくべきではないかと思っておりますので、ご回答をお願いします。

町長（石畑博君）

コロナ対応の今の関係の職員は、非常に苦勞をしております。接種率を上げたりとか、そしてまた、バスでの送り迎えとか色んな部分で5時以降の勤務も非常に多いところでもあります。

今お氣遣いいただきましてお話しいただきましたので、町民へのそういった部分で支援が滞らないように、やはり基本的に職員の立場もきっちりしていかなければなりませんので、賜りましたご意見を反映させていきたいと思えます。

議長（松元勇治君）

暫時休憩します。

12 : 00
～
13 : 00

議長（松元勇治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番（森田重義君）

休憩前の1問1項の後、少々御質問、御質問というか、御提案も兼ねてなんですけども、話させていただきます。

先ほど、自宅待機、ということのお話もいただいてたんですけども、先日から、他議員の御質問等での見守り等に関しまして地区社協等が協力いただいているという、御回答いただいているんですけども、こちらにつきましても、休憩前に申しましたとおり、町民の安心安全を守る

のは必要なんですけども、やはり、執行部、町といたしましても、職員、それに携わる方、医療従事者と同等のように、もし、感染者のところにどうしてもお伺いしないといけないという場合が出たときには、特殊勤務手当等の助成等を御検討もいただきたいと思っております。

あと、肝付町等でも、ICTの活用で、これはコロナの以前から取り組まれてることだと思うんですけども、ICTを導入して、テレビ電話等を活用して見守り等も進められているかと思えます。

休憩後にちょっとニュースを見たところ、大阪市のほうでシステムのエラーで住民票等の発行の手続が出来ない状態が今発生しているという、ニュースを見受けられました。一概にこのICT等電子化等を進めるのも、非常に簡素化出来てありがたいんですけども、今のような、みずほ銀行等のトラブル照会等も現在続いている中で、もし、通信状態等のトラブルがあったときの町としての今御対応ができるのかを、質問させていただきたいと思えます。

町長（石畑博君）

肝付町の事例もお話しされましたけれども、肝付町は町独自で、多額の予算を費やして、光回線を、つないでおられます。

うちの町も今年度でほぼ、幹線部分を全部引き終わりますので、あとはそれぞれ個人が申込みされると、即もう光回線がつながるという状態までなるところです。特に光を、回線を介してですね、対面的な部分というのは、理想の形であると思えます。ただその通信費用とか、そういった部分に関しまして、やはり町民全て、町が全てという、町からということだとすれば不可能であると思えます。そういった中を、いかにしてクリアするかというのも今、課題となっているところです。

今おっしゃいました通信回線の不具合の場合ですけど、基本的には設置者が、復旧することとなりますけれども、その中で、その間をどうするかという町の対応としての、御質問だと思うんですけども、私としては今のところ、特にどうというのは、具体的な回答にならないかもしれませんが、担当課長のほうで、もし、答えがあったら、見守りの光回線の件じゃなくても、一般的な話。

2番（森田重義君）

すいません。休憩後で、突然の御質問で誠に申し訳なかったんですけども、これは私からの御提案ということで受け止めていただければよろしいかと思えます。

回線等の光回線の整備等が進んでいるというのも、先日お聞きしたところでもございましたが、一つお願いしたいのが、そういうトラブルもございますので、人的な、やはり取扱いというのも今後見据えた上で、今回の1問目の質問が危機管理体制ということでございますので、そういう事例もございますので、それを見据えた上での取組をしていただきたいということです。

見守りに関しましても、警備会社等が、見守りの形態をこれも肝付町だったんですけども、大手警備会社にちょっと問合せたところ肝付町が年間契約で数台、携帯みたいなものなんですけども、そちらを購入されて独居老人とか見守りのご必要の方々にお配りして、緊急時には非常時ボタンを押すだけで連絡がとれる等の御対応もされておりますので、今後、そういうものも絡めて御検討いただければと思っておりますので、今後の御提案です。

じゃ、次、よろしくお願ひします。

教育長（山崎洋一君）

次に、森田議員の第1問第2項、小中学校の教室等の密防止対策状況について何うとの御質問でございますが、まず、幼稚園、小・中学校における新型コロナウイルス感染症対策については、文部科学省の通知等を踏まえ、8月19日に開催した、町の臨時校長研修会の中で、マスク着用、検温、手洗い、手指消毒等を徹底する。体育館等に一齐に集合するような集会活動とは、可能な限り実施しない。可能な限り身体的距離を確保し、教室の換気を徹底する。などなど、2学期の学校運営に際し、具体的に指導したところであります。

学校においては、学校の規模、実情等に応じた対策を講じて新学級をスタートされているところであります。また、新型コロナウイルス感染症対策、地方創生臨時交付金を活用して、各学校とも、連携をとりながら、学習支援及び感染症対策の整備を行ってきたところであります。

具体的には空気清浄機、サーキュレーター大型換気扇、加湿器、次亜塩素酸水精製器、AIサーモカメラ、冷水機等などなど、導入いたしております。

2番（森田重義君）

ありがとうございます。私がこの小中学校等の2学期が始まる中で不安視していたところが、今後、寒くなる時期、また、後にも上がってきますけども、台風と大雨等のときに換気の出来ない状況下が生まれるんじゃないかと思ひまして、今、交付金等で空気清浄機の導入をしていたということをお聞きしましたが、先日根占地区だけになってしまいましたけども、神山小学校、根占中学校、両校長のところに御相談、現状の確認にお伺いさせていただきました。

実際、コロナ対策等に関する、空気清浄機ってというのは、今現在もって、どれが性能がいいのかっていうのは、はっきりとわからない状況でもあろうかと思うんですけども、密になった場合の対策と、換気が出来ない状態と考えた上で、もし、導入等御検討が出来ているのかをお伺いいたします。

教育長（山崎洋一君）

空気清浄機は今いろんなのが発売されておりますので、今何台か、学校にも入れてるんですけども、音が大きいとか、正常に動くのか、非常にこれが換気になるのかなという事もございますので、いろいろ性能等を確かめながら、導入進めてまいりたいと思ひます。ただ、基本的には教室の窓をあけて換気を行うことは、これは原則でございます。ただ、先ほど議員が言われるように、大雨とか突風などが吹いた場合には、当然窓をあけることは困難でございますので、空気清浄機を、順次、学校等に入れて、どの教室に、どの特別に、入れていくかが学校を判断するだろうと思ひますが、段階的に導入を図っていきたくいと、検討してまいりたいと考えているところでございます。

2番（森田重義君）

順次導入の御検討ということでありがたいんですけども、私なりにも調べたところで一応空気清浄機にもいろいろ本当にごさひまして、プラズマクラスターだったりとか次亜塩素酸、紫外線等、あとは今度は入り口にゲート式の噴霧式というのもございます。

これは後々にも関わってくるかと思うんですけども、イベント等でも、また活用できるものであろうかと思うんですけども、いかんせんまだ、そのコロナに対しての効果というの、まだわからない状況であらうかと思うんですけども、実際、経済を動かそうとしている、市町村、団体へは導入をされております。

今後を見据えた上でもし、導入できる等ございましたら、非常にありがたいところなんです

けども、あと私も各学校のクラスに一つずつっていうのは非常に難しいと思っておりますし、この後の第3項でもつながってくるんですけども、避難所等は確実にちょっと換気が出来ない状況も生まれるかと思えます。

今回の小中学校、待機児童等の学童等を、保育園、老人福祉センター等ですね、そちらのほうに導入がいただけるだけで、今度は避難所等にそれを移動して、避難される方々も安心して避難ができるんじゃないかどうかと思っておりますの御提案です。

あともう一つ、学校のほうでは、先ほど教育長からもおっしゃっていただいた、やはり中学校小学校の、対応、というか、状況がやはり違うということで、小学校からやはり、フィルターの掃除等が、また大変じゃなかろうかというお話もいただいております。中学校は、先ほどの、やはり音の問題ですね、勉強中で、今後、受験を控える3年生等が、またうるさ過ぎるとまた困りますということがございました。

そこで、私も、3通りの御提案、設けました。

どうしてもやはり換気、手洗い、うがい、密を避けるという、この基本のコロナ対策というのは十分必要だと思っておりますので、根占中学校を例に上げますと、ベランダがございますので、窓の外の方に、このようなアクリル版での防除版、防除壁、それで十分今度は雨風をよけられながらも換気ができる体制ができるんじゃないかろうかと思っております。

もう1つは、換気ユニット、据え置き型もあるようですけども、それを導入して換気をさせる、佐多地区におかれましては、小中一貫校のお話を6月でも聞かしていただいているんですけども、今後またクラスの建てかえ等をお考えのときには、コロナは来年再来年で収束するものでもなさそうなので、そのような危機管理体制を、また今度御検討いただければと思っております。

ちなみに空気清浄機の値段というと、大体15万から40万程度という、高額なものになりますので、各学校に、今年も80万の各学校に補助金をお渡ししてるといこともお聞きしておりますけども、もうそれでは到底学校等も対応出来ない状況かと思っておりますので、重々執行部のほうでまた御検討いただきたいと思えます。

以上です。次お願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

危機管理体制についての第3項、大雨、台風時の避難所対応について何うとの御質問でございますが、毎年、全国各地で大雨、台風等による甚大な被害が発生し、加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大に歯止めがかからない状況を受け、本町では、昨年5月に、避難所等運営マニュアルを策定し、今年度新たに職員用簡易マニュアルを作成し、迅速な避難所の開設及び感染症の拡大防止対策を図りながら、適切な避難所の運営に向け取り組んでいるところでございます。

避難所の運営に当たっては、避難所1か所につき職員1名と役場消防隊1名の2名体制とし、避難者数の多い避難所等には、増員するなど対応しております。避難者の受入れにおいては、感染症の拡大防止のため、受付時に、検温、手指消毒、マスク着用の要請、体調確認、名簿記入を行い、感染症の可能性が疑われる避難者については、別室で案内しているところでございます。

あわせて、住居が警戒区域外で、安全な場所にお住まいの方や、安全な地域に住む知人宅等

に避難が可能な方は、必ずしも避難所へ避難する必要がないことを、チラシの全戸配布や防災マップ、出前講座等を通じて町民へ周知しているところでございます。

2番（森田重義君）

昨年の9月に台風10号で避難指示を発令いただいて、根占中学校、すいません根占地区だけの確認で申し訳ないんですけども、根占中学校の体育館を避難所ということで、諏訪地区はもちろんだったんですけども、瀬脇、塩入地区が冠水の恐れがあるということで、結構大人数の方が避難されておりました。

町長のほうからも2名の避難所対応、もしくは人数が多くなったら、増員するということができたんですが、出来ましたら、もう最初から3名もしくは4名体制のほうが安全に、対応できるかと思っております。

先月の大雨時の避難所対応で、町の体育館が設けられておりましたが、役場消防隊の隊長副隊長のお2人が詰めてらっしゃって、状況的には、私どもも気象状況を観察するところ、そこまで大丈夫じゃなかろうかとは思いつつだったんですけども、早々の避難所開設をしていただいて非常に住民も安心はしていたんですけども、大事に至らない状況であったんですけども、実際はもしそれが避難しないといけなくなった場合の、各施設の収容人数等、今、ちゃんと設けられていらっしゃるのか。それとあと、備蓄を、今年3月でしたかね、購入されたということをお聞きしておりますけれども、その備蓄等も御準備対応が出来ているのか、ご質問をさせていただきます。

町長（石畑博君）

避難所の運営についてはですね、やはり対応する職員、消防隊員は多いほうがいいわけですが、本町においては、避難所の数がかかなり多いことから、庁舎の運営等もあることで、また台風の規模、勢力等を加味しながらのスタートということで、さっき申し上げましたとおり必要に応じてまた増員等もしていく考えです。

そのほかの御質問につきましては、総務課長に答弁させます。

総務課長（相羽康徳君）

最初にありました、指定避難所の収容人数の関係でございまして、本町の指定避難所は22か所、ございまして、収容人数は5250名ということで防災計画の中に位置づけているところでございます。

2番（森田重義君）

収容人数と把握をされているということなんですけれども、昨年、垂水にちょっと行ったときに、垂水の総合体育館の前には、収容人数と、どういう、備品設備を整えておりますという、設置看板も設けておりましたので、町民の方々、もしくは避難所に詰める職員の方々が、それをもう見るだけで、どのぐらいのキャパの対応ができるというのが、自然と把握できるかと思っておりますので、今回もまたコロナ禍中っていうところもございまして、その何分の1にへがめますとか、そういうのがわかっているらっしゃれば、少ない人数にはなるかと思っておりますけれども、避難所対応というのは、安全かつ、スムーズにできるかと思っておりますので、もう一つ御提案は、我々、神山分団でお話をさせていただきますと、正副分団長以下、幹部が11名なんですけれども、詰所に詰める団員は、やはり密を避けるために、4名ということをお申し伝えてお

ります。

残る団員は、もし避難所が人数が足りないときには、そちらに動員するように、こちらもう場所選定までして組んでおりますので、もし執行部職員のほうで御手が足りないときには消防団のほうもお声かけをしていただくのと、実際、町の消防幹部会も、今コロナで、出来てないということを伺いました。一応、防災会のほうには、今時点での現時点で各分団の状況確認というものを把握されといたほうが、今後起こりうる、台風シーズンに備えて、町のほうも、お願いしやすいんじゃないかと、お伝えしておりますのでそちらのほうも御確認をお願いいたします。

一応、設置看板等導入するかをお答えいただければ。

総務課長（相羽康徳君）

収容人数などの表示盤の設置の関係でございます。

先ほど、森田議員も言われましたとおり、新型コロナウイルスの関係で、防災計画上は定数等が定めてあるんですけども、これを考えると大体約3分の1から4分の1の定数になってくるかなというふうに考えているところでございます。それを考えると、柔軟に対応することが大事かなというふうに考えておりますので、前向きに検討してまいりたいと思います。

それから、今年の春以降に、県の総合防災システムが改修されまして、避難所の開設状況とあわせて、各避難所の混雑状況を入力できるようになりました。そのことで、入力した情報が即座にLアラートシステムを介して、報道機関へも配信されるということになります。町内の各避難所の開設状況とあわせて、随時混雑状況もテロップ及びデータ放送等に反映されることとなりますので、これも活用していただければなというふうに考えているところでございます。

それから避難場運営に必要な物品等でございますけれども、主なものといたしまして、停電時の対策用にインバーター発電機25台、それからLED照明120本、ランタン120個、それから、熱中症対策用に、大型扇風機25台、感染症対策用にパーテーション100セット、消毒剤などを備蓄しているところでございます。これについても、できるだけですね表示ができるように検討してまいりたいと思います。

2番（森田重義君）

その備蓄等は、今度新設される、車庫二階にというのも今回の議会録のほうで見さしておりますので、食料品等に関しましても、この後の減災のほうにもなってくるんですけども、経済対策とあわせて町内業者との、食料の緊急時の提携、災害時の復旧の時の建設業者との提携というのものも、今後、御検討いただければと思っております。

これにつきましては、2問目の1項のほうで、改めて御質問は御回答はいただきたいと思っておりますので、次、よろしく申し上げます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

危機管理体制についての第4項、緊急事態宣言下の町内、経済支援について伺うとの御質問でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた地域経済や地域住民の支援につきましては、令和2年5月の特別定額給付金や、みんなできばろや給付金を初め、プレミアム商品券、税公共料金の免除減免猶予、持続給付金や事業継続支援金、そして学生支援給付金な

どに取り組んでまいりました。

現在、8月13日に、県独自の緊急事態宣言が発令され、県内全域に対して、飲食店への営業時間短縮が要請されており、今後、本町でも協力金の給付が行われる予定であります。

また本町独自の支援策についても、飲食店及び飲食店以外の事業経営者に対し、事業継続と雇用維持の観点から、現在支援策の検討を進めているところでございます。

2番（森田重義君）

ありがとうございます。今、継続的事业支援ということで、今検討中というお答えいただきましたが、6月に御提案した時点では、ある程度、ワクチンの接種が6、7月進んで、8月以降、上向きになるんじゃないかと、いう予想のもとで、景気が動く中での、物価上昇というのを考えての御提案だったんですけども、今回は悪いほうに転じておりまして、しかも商工業ならぬ、今度は畜産、農業に関しましても大雨日照不足というので値段の高騰が続いております。

引き続き注視して御検討いただきたいんですけども、実際、プレミアム商品券が、今、どれぐらいの状況下で販売が進んでいるのかと、もしわかりましたら、御回答いただければ幸いです。

町長（石畑博君）

担当課長に説明させます。

商工観光課長（愛甲真一君）

プレミアム商品券の、今、発行事業に取り組んでおりますけれども、今現在販売が進んでおりますが、約7割程度売れているというような状況でございます。

2番（森田重義君）

一応、私も商工会のほうに問合せしたところ6割から7割ということで、はい、存じ上げておりました。

6月に私が言った時ののが、実際、プレミアム商品券は本当にありがたい事業でございます。これはコロナ前の景気対策ということで打ち出されたものかと思うんですけども、今回はコロナ禍で同じように組んでいただいて消費者には非常にありがたい事業ではあるんですけども、6月に申し上げたとおり、私が懸念していたのは、今度は販売先の仕入れの状況下が懸念されるということでの支援というのがあったんですが、今現在は国と県が補助体制をまだとっておられるということと、今後、総裁選云々で、株価のほうも3万円台と上がっているのは、それを見越しての変動かと思っております。そこは注視しながらも、今回私が基幹体制と再三申し上げます。商工会のほうでも、あと個人業者、そちらの方に聞いても、大変やっという話の中でも、やはり商売人としてのプライドも持ってらっしゃるので、なかなか、そこが、実際のお話を聞けないところも多々ある部分であるんですけども、金融関連からも聞いてみると、やはり借入れ状況というのが多く上がるんですけども、昨年から続いているので、なかなか融資が出来ない状況もあられるということは認識しておりますので、これは執行部のほうも十分御理解した上で取り組んでいただきたいとおもいます。

もう一つ、来年度、引き続きプレミアム商品券等が発行していただけるものなら、この意味合いを、ネーミングだけで誠に申し訳ないんですけども、プレミアム商品券というのは先ほど

言ったとおり景気対策の一環だと認識しております。そこで販売店、消費者側にも、このコロナ禍の町内を盛り上げようというところで、きばろかいチケットとか、エールチケットとか、そういう、町民の方々にも、その意識を持って、町内の商工業者を支援していただけるような体制で臨まればと思っておりますので、そういうところをお考えか、御回答よろしくお願ひします

町長（石畑博君）

年末が近くなってくるわけですが、もう特に飲食業の方とか、そしてバス事業者の方、そしてもう今度の議会でも出ておりますように、商工業を含めた漁業の関係の方、いろんな業種にですね、支障出てるということは重々承知をいたしております。

やはり今この時期に、町民の方々に助けていくというのがやっぱり町の在り方であって、議会の同意を得ながら、この冬を乗り越えるための、そういった策を早い時期に検討しまして、11月中に、予算化、そしてまた、対応の在り方、対応策、そしてそのことにプレミアム商品券も含めて、発行する形で、対応していきつつ、やはり過度なですねプレミアム率もですね、いかがかと思っておりますので、やはり町民の方々にも御理解を賜りながら、消費喚起できるプレミアム率という部分を含めてですね、大きな予算を費やすこととなりますけれども、今この時期にやはり町民を助けることができますね、町の役目じゃないかということでおりますので、まずはまずこの12月を乗りきることを基本に、そしてまた年明け回復に向けての策についても、引き続き、検討しながら、また議会の御意見等賜って、やり方につきましても、御指導等いただければというふうに思っております。まずは、町民から、確かにこんしは大変やっどねと、思われるようなそういった方々を、支援していくことをメインとしていきたいと考えております。

2番（森田重義君）

引き続き、対策等、御検討をよろしくお願ひいたします。

先ほどからの商工会の注視というのは本当日に日にコロナの助成、多岐にわたる分野にしても変わっておりますので私も引き続き、12月3月定例議会でまた再度御質問させていただきたいと思っておりますので、御検討のほう、よろしくお願ひします次、お願ひします

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

次に森田議員の第2問第1項、河川寄洲、土砂災害、冠水対策についてに伺うとの御質問でございますが、近年の異常気象、集中豪雨等による災害が全国各地で発生している状況の中、町民の皆様の生命、財産を守り、安全安心に暮らせる、災害に強いまちづくりの必要性は十分認識いたしております。

御質問の河川の寄洲、土砂災害、冠水対策についてでございますが、まず、雄川等2級河川の寄洲除去につきましては、管理者である県大隅地域振興局に要請し、今年度は、すでに北之口橋付近でスタートし、馬場川下流の除去が計画をされております。

土砂災害対策、冠水対策としては、排水路及び河川の流下能力の維持向上が重要であると認識しておりますので、今後も適切な管理に努めてまいります。

2番（森田重義君）

河川の寄洲は皆さん見受けられたとおり、結構生い茂ってきているものでございます。

今、執行部のほうで北之口橋をスタート、もう今工事が始まっているのも私は目にしているんですけども、一番危惧しているのが、住宅密集地の雄川のメイト前の寄洲で町管理下の馬場ノ川ですね。尾之上からの流れのあそこの寄洲は非常に大きいものだと思っております。出来ることなら優先順位で県のほうにも要望等を出していただきたいというのが一番の願いでありまして、今現在の進捗状況と、あと土砂災害で先月の大雨時に立神から浮津トンネル手前までに湧き水が出てたかと思うんですけども、そちらの確認状況を出来ているのかのご回答よろしくお願ひします。

町長（石畑博君）

基本的な部分につきましては、6月の会議でも一部お話ししましたがけれども、雄川の河川の幅、断面が2倍に広がっておりまして、このことで川で受ける水の量が倍以上になってますので、ここ20年諏訪地区、そしてまた塩入の南新町地区でも冠水は出ていないところです。そしてまた、加えて、横別府坂からの県道の排水もちょうど亀之園商店の前からまっすぐ雄川に流れてありますので、その関係でかなり減災になったということで現実的な話としてあるところでもあります。

今のご質問にありました立神の県道につきましては、担当課長に説明させます。

建設課長（中之浦伸一君）

まず、町長から今ありましたとおり、寄洲の関係ですけれども、どうしても県に要望をしなければならぬという立場でございまして、これまでも継続して要望をしております。

今後、この要望活動につきましては続けていくということでご理解いただきたいと思ひます。

それから、一つ情報といたしまして、県のほうも予算をちょっと県全体としてはこれまでよりは大きく取っていただいていると聞いておりますので、雄川の寄洲除去についても優先順位を高く持っていただけるように要望を続けてまいりたいと思ひます。

それから、今年度の災害の状況、立神から浮津の間ということですがけれども、山手のほうから水が出る、纏まった雨等があれば毎回のように数カ所水が出るというのは、当然認識しているところでございます。ただ、幸い今年度は大きな災害は今のところないという状況、町全体といたしましても、小規模な崩壊であるとか倒木はありましたけれどもすぐに対応が出来る状況でございまして。

立神・浮津間につきましても、先日の大雨で土砂の流入等、それから水路の破損もありましたけれども、土砂の流入につきましてもはすぐ除去をいたしまして、水路の破損部分につきましてもは業者等の手配までは済んでいるという状況でございまして。

2番（森田重義君）

今、一応確認はされているということで、私が申し上げるのは、県の一級河川でのお願いということにはなるというのは重々承知でございまして。

先程来言うように、優先順位的に、実際、北之口橋に河川の水位カメラ、センサー等付いてございまして、そこでの消防団待機水位、氾濫水域の確認と、あとは大橋塩入橋の海側の入り口、そちらの満潮時刻と合わせた時が一番非常に我々は怖いと思ひているんですけども、その間に西本、ちょうどピーマンを作つてらっしゃる溝田さんのあそこの前も今工事中ではござい

ますが、北之口の水位が水防団待機中でも、あそこは先ほど町長がお話ししたとおり、河川を広げた兼ね合いもありまして、あそこ自体は全然水がないという状態、下ると、今度は海からの満潮時刻等で雄川橋までは水位が上がってるというような状況下が生まれております。

私が危惧してるのは、田代からの雨量だけでなく満潮時と重なったときに、先ほど冠水がないとおっしゃっておりますが、ネッピー館裏は常時冠水が確認されているところでもございます。4、5年前も瀬脇地区がみるみるうちに冠水が上がったものと、あと諏訪地区も10数年前に冠水が上がった事例もございました。

諏訪地区に関しましては、ちょうど今川幅を広げたというので、ある程度は対応は出来ているんですけども、次に怖いところが、先ほど再三言うように馬場ノ川のほうですね。あちらのほうの川幅はほぼ1mぐらいしかないぐらい寄洲が出来ている状況下でもありますので、ひとつは2級河川で本当はできないでしょうけども、あんだけ生い茂るんでしたら、河川敷方式等が取れないものか、これは県のほうにご要望とご相談いただけないものかとは思ってるんですけども、そちらが出来るかのご回答をよろしくお願ひします一応またお願ひということで、次でお願ひいたします。

町長（石畑博君）

良い意味のご提案ということで、県へもその旨要望をしていきたいと思ひます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

減災対策につきましての第②項、街路灯老朽化による災害防止計画について伺うとのご質問でございますが、本町の商店街街路灯につきましては、根占地区118基、佐多地区38基を設置いたしております。

維持管理におきましては、平成21年度にLED化を町内全域の街路灯で実施し、電気料の軽減対策を行っております。その後、長寿命化対策として平成25年度から年次的に、落下防止対策を含めた補修事業を実施したところでございます。しかしながら、現在の街路灯は設置から25年以上経過しているため、老朽化は否めないところでございます。

ご質問の街路灯老朽化による具体的な改修等の計画はございませんが、令和2年度において、商工会、各通り会、商工観光課の3者で街路灯の今後の維持管理について協議の場を設けております。以上です。

2番（森田重義君）

今現在、街路灯、本当に老朽化ということのご認識いただいておりますが、今後、大楠から雄川橋までの舗装工事があるとお聞きしておりますが、その時に街路灯を撤去したときにまた原状復帰ということまでお聞きしております。

そうすると、この古いものを改めて付けるのには誠に忍びないというところもございまして、一応これもご提案なんですけども、スマート街路灯というものが今ございまして、環境省からもゼロカーボンシティにおける野外照明のスマートライティング化、ゼロミッション化のモデル構築事業というのがございます。

本来なら6月でご提案したかったんですけども、私の性分でちょっと質問事項が多くなりまして今回になったんですけども、こちらのほうも2次募集が8月でなっております。今後もそ

ういうものを注視しながらご検討いただけるかご回答お願いします。

町長（石畑博君）

街路灯の設置をしてからの年数経過、これも非常に長いものでありまして、当時は商店の方々のご好意でずっと運営されてきましたけれども、商店数等も減ってきてまして、なかなか維持・管理についても大変ご苦勞をいただいているところです。

当時の趣旨とまた現在もやはり街路灯としては必要でございますので、趣旨目的もやっぱりだんだんこの時代と共に流れも変わってきているのかなという気もいたしております。正直なところ、売り上げ等も少ない中にやっぱり年間の電気料の負担、色んな負担等もしていただいているということに、これまでのことには大変感謝を申し上げます。

今後、商店街と地域等とも検討はしていきながら、やはり、町の中は懐中電灯がなくても明るく歩けるような状態がやはり明るい町づくりではないかと、また町の活性化、振興にも繋がるんじゃないかなという考えもあります。そういった意味で、今回工事が鹿児島県としてあるわけですので、撤去して再設置ということも今お聞きしましたので、いかなる方法がいいか、そしてまた、スマート街路灯等の申請につきましても、また担当課として早急な取り組みが出来るように努めていきたいと思っております。まずは、街路灯の今後の在り方をまず検討していきますので、また色んなご意見等を賜りつつ、町としてが地元個々の商店に負担がならない進め方を取ってきたいという考えを持っております。

2番（森田重義君）

すみません。あと1点だけお願いします。その工事予定がいつから始まるのかだけを回答をいただけますか。舗装工事のほうです。

町長（石畑博君）

担当課長に説明させます。

建設課長（中之浦伸一君）

塩入橋・雄川橋間で歩道の改修でございます。

今、県のほうとしましては色々採択条件もあるんですけども、それがクリア出来た上で令和5年度の事業採択を目指していると聞いております。具体的に申し上げますと、5年度に測量設計、6年度に工事着工、これが県の今最短の計画でございます。

2番（森田重義君）

あと3年程ございますんで、佐多の商店街等の街路灯もあわせて、今ご提案してるスマート街路灯は緊急時等の自家発電、停電時等の自然発光というものもございますので、まだあと3年ございますので、その事業対応を注視しながら申請のほうをよろしく願いいたします。

私の一般質問は、以上とさせていただきます。

議長（松元勇治君）

これで一般質問を終わります。暫時休憩します。

13 : 49

～

14 : 26

▼ 日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求める件

議長（松元勇治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求める件を議題とします。

本件について、町長の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

諮問第1号は、人権擁護委員の推薦について意見を求める件についてであります。

本件は、令和3年12月31日をもって任期満了となる、あべ木涼子氏を再任するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者として推薦するものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人権擁護委員の推薦適任者であるという意見としたいと思えます。

ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求める件は、推薦適任者であるという意見にすることに決定しました。

▼ 日程第3 議案第12号 令和3年度南大隅町一般会計補正予算（第3号）について

議長（松元勇治君）

日程第3 議案第12号 令和3年度南大隅町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について提案の理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

議案第12号は、令和3年度南大隅町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5百69万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億8千6百14万円とするものであります。

「第1表 歳入歳出予算補正」では、歳入歳出に、老人福祉センター漏水修理、果樹樹高切下業務委託事業等、なんたん市場冷凍庫更新事業の計上を行い、歳入予算では、所要の財源として、地方交付税、県支出金を計上したものであります。

詳細は、総務課長に説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

総務課長（相羽康徳君）

それでは、議案第12号 一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

まず1ページでございます。

議案第12号 令和3年度南大隅町一般会計補正予算（第3号）、令和3年度南大隅町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5百69万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億8千6百14万円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをお願いします。

歳入でございますが、11款地方交付税に今回の補正予算に係る財源調整としまして4百56万7千円を追加、16款県支出金、3項委託金、2目農林水産業費委託金に、特殊病虫害対策事業業務委託料として1百12万8千円を計上いたしました。

次に、歳出でございますが、7ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、2目社会福祉施設費に、老人福祉センター漏水に係る修繕料として1百80万7千円。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費にミカンコミバエの侵入定着防止対策として、10節需用費32万8千円、12節委託料80万円。

6款商工費、1項商工費、4目観光施設費になんたん市場の冷凍庫更新に係る備品購入費として2百76万円を計上するものでございます。

以上、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。
これから、議案第12号 令和3年度南大隅町一般会計補正予算（第3号）を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第12号 令和3年度南大隅町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

- ▼ 日程第4 議案第13号 令和3年度南大隅町一般会計補正予算（第4号）について
- ▼ 日程第5 議案第14号 令和3年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第2号）について
- ▼ 日程第6 議案第15号 令和3年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について
- ▼ 日程第7 議案第16号 令和3年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議長（松元勇治君）

日程第4 議案第13号 令和3年度南大隅町一般会計補正予算（第4号）についてから、日程第7 議案第16号 令和3年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてまで、以上4件を一括議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

それでは、議案第13号から16号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

議案第13号は、令和3年度南大隅町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1千6百40万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億2百54万2千円とするものであります。

「第1表 歳入歳出予算補正」では、歳出予算に、地域振興施設補助事業、南大隅町スマイル支え合い活動補助事業、公用車車庫等整備事業、子育て世帯生活支援特別給付金事業、町道等の維持補修事業等の計上及び人件費の調整を行い、歳入予算では、所要の財源として、国・県支出金、繰入金、町債等を計上したものであります。

また、「第2表 継続費」において、公用車車庫等整備事業1億1千6百15万4千円を計上し、

「第3表 地方債補正」においては、限度額の変更を行っております。

次に、議案第14号は、令和3年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ49万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5千3百96万8千円とするものであります。

今回の補正は、歳出予算において、総務費に電算システム保守料と医療機器使用料の調整に係る費用の計上を行い、歳入予算では、繰入金、諸収入、国庫支出金を計上したものであります。

次に、議案第15号は、令和3年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9百68万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7千88万5千円とするものであります。

今回の補正は、歳出予算では、地域密着型介護予防サービス給付費の調整、地域支援事業交付金の過年度分償還金等を計上し、歳入予算では、国庫支出金、繰入金等の調整を計上したものであります。

次に、議案第16号は、令和3年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ62万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6千1百90万1千円とするものであります。

今回の補正は、歳出予算では、下水道処理施設の修繕に係る経費を計上し、歳入予算では、繰入金を調整したものであります。

詳細は、担当課長に説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

総務課長（相羽康徳君）

それでは、議案第13号 一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

まず1ページでございます。

議案第13号 令和3年度南大隅町一般会計補正予算（第4号）、令和3年度南大隅町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1千6百40万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億2百54万2千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

5ページをお願いします。

第2表 継続費でございますが、今回新たに公用車車庫等整備事業1億1千6百15万4千円を設定するものでございます。

次に、第3表 地方債補正であります。合併特例事業の限度額4億1千6百50万円を4億7千1百万円に変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じでございます。

8ページをお願いします。歳入でございますが、主なもののみ説明させていただきます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として5千3百5万7千円、2目民生費国庫補助金に子育て世帯生活支援特別給付金6百50万円。

9ページをお願いします。

16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費補助金にポストコロナ農業生産体制革新プログラム事業として9百20万円。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金に今回の補正予算に係る財源調整として1千3百10万6千円を減額。

10ページをお願いします。

22款町債、1項町債、1目総務債に地域振興施設補助金に係る地域振興事業債として1千1百10万円、公用車車庫等整備事業に係る庁舎整備事業債として4千3百40万円を計上いたしました。

次に、歳出でございますが、歳出につきましても主なもののみ説明させていただきます。

まず各費目において、人事異動に伴う職員等の人件費の調整を計上しております。

11ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、7目自治振興費に各自治会への地域振興施設整備への補助金として1千1百76万5千円、南大隅町スマイル支え合い活動事業補助金1千1百万円、11目庁舎建設費に庁舎周辺の外構設計委託として3百91万6千円。

12ページをお願いします。

同目、公用車車庫等整備事業に係る工事請負費として4千5百76万7千円。

14ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、5目老人福祉費にコロナ禍における食の自立支援事業として、それぞれ報償費60万円、旅費10万円、需用費3百93万8千円、役務費5万円の合計4百68万8千円。

15ページをお願いします。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費に子育て世代への臨時特別給付金として6百50万円。

16ページをお願いします。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費にポストコロナ農業生産体制革新プログラム事業補助金として9百20万円。

18ページをお願いします。

6款商工費、1項商工費、4目観光施設費にネッピー館温泉施設ろ過機の修繕料として4百90万円。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費に修繕料として6百万円、3目道路新設改良費に町道辺塚港線改良工事の設計委託費5百万円。

19ページをお願いします。

7款土木費、6項住宅費、1目住宅管理費に修繕料として5百万円を計上するものでございます。以上、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

支所長（川越貢君）

それでは、議案第14号 診療所事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。まず1ページでございます。

議案第14号 令和3年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第2号）、令和3年度南大隅町の診療所事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5千3百96万8千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

7ページをお願いします。歳出でございます。

1款総務費、2項施設管理費、2目佐多診療所一般管理費から4目郡診療所一般管理費までの12節委託料につきましては、電カル更新によります電算保守委託料の増額分になります。佐多診療所で6万6千円、大泊診療所で6万1千円、郡診療所で4万6千円を計上しております。

2目佐多診療所一般管理費、13節使用料及び賃借料につきましては、医療機器の使用料に不足が生じたので32万3千円を計上しております。

6ページをお願いします。歳入でございます。

5款諸収入、2項雑入、1目雑入、7節新型コロナワクチン接種料としまして4百33万5千円を計上しております。

7款国庫支出金、2項国庫補助金、1目国庫補助金、1節発熱外来診療体制確保支援事業補助金に6百96万円を計上しております。

歳入歳出の財源調整として一般会計繰入金1千79万9千円を減額しました。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

介護福祉課長（中村喜寿君）

議案第15号 令和3年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

議案第15号 令和3年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）、令和3年度南大隅町の介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9百68万2千円を追加し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ13億7千88万5千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

9ページをお開きください。初めに歳出の主なものをご説明いたします。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、2目地域密着型介護予防サービス給付費におきまして、グループホーム入所者の増による5百94万円を計上したところでございます。

続きまして、10ページをお願いします。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金におきまして、地域支援事業交付金等の過年度分償還金等を3百56万6千円計上したところでございます。

歳入でございますが、戻りまして6ページをお願いいたします。

3款支払基金交付金、4款国庫支出金、5款県支出金におきまして、現年度分介護給付費等の追加分をそれぞれ計上したところでございます。

続きまして、7款繰入金、1項一般会計繰入金、それから7ページになりますが、2項基金繰入金におきまして、所要の財源としまして調整を計上したところでございます。

以上、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

支所長（川越貢君）

それでは、議案第16号 下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

まず1ページをお開きください。

議案第16号 令和3年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、令和3年度南大隅町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6千1百90万1千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

7ページをお願いします。歳出について説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目農業集落排水事業費、10節需用費の修繕料に62万円、流動調整槽、水位センサー、配電盤タイマー等に修繕が生じたので計上いたしました。

6ページをお願いします。歳入でございます。

今回の財源調整としまして、一般会計繰入金62万円を計上いたしました。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

▼ 散 会

議長（松元勇治君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

9月24日は午前10時から本会議を開きます。

9月16日は常任委員会となっております。

本日はこれで散会します。

散 会 : 令和3年 9月 9日 午後 2時54分